

令和 6 年 5 月 会 議  
第 11 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

閲覧用

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日                    令和 6 年 5 月 28 日(火)

開 催 の 場 所                    議会棟全員協議会室

出 席 委 員

|          |              |           |         |
|----------|--------------|-----------|---------|
| 議席番号 1 番 | 森 山 謙 治      | 議席番号 9 番  | 金 子 美登里 |
| 議席番号 2 番 | 比留川 賢 次      | 議席番号 10 番 | 橋 本 久 男 |
| 議席番号 3 番 | 笠 間 保 一      | 議席番号 11 番 | 大 塚 秀 一 |
| 議席番号 4 番 | 比留川 義 昭      | 議席番号 12 番 | 宇 野 政 信 |
| 議席番号 6 番 | 内 田 直 彌      | 議席番号 13 番 | 早 川 新 市 |
| 議席番号 7 番 | 早 川 晴 子      | 議席番号 14 番 | 古 塩 貞 夫 |
| 議席番号 8 番 | 木 村        寛 |           |         |

欠 席 委 員

議席番号 5 番   山 田 誠 一

出 席 推 進 委 員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 第 1 地区担当 | 山 田 英 毅 | 第 3 地区担当 | 志 澤 輝 彦 |
|----------|---------|----------|---------|

欠 席 推 進 委 員

第 2 地区担当    峯 山 健 吾

傍 聴 人                            0   名

提 出 し た 議 案

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 議案第 5 号 | 農地法 5 条の規定による許可申請について                               |
| 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画の決定について                                    |
| 議案第 7 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について                             |
| 議案第 8 号 | 令和 5 年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認について |

報告第2号 専決処分等について

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 議決事件及賛否の数 | 別紙記載のとおり        |
| 議 事 の 要 領 | 綾瀬市農業委員会会議規則による |
| 採 決 の 要 領 | 綾瀬市農業委員会会議規則による |

事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 峯 山 哲 夫 |
| 次 長     | 三 枝 利 行 |
| 主 幹     | 古 賀 治 美 |
| 主 査     | 小 室 洋 史 |
| 主 事     | 鈴 木 美 咲 |

9 時 00 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君） 挨拶

ただ今より令和 6 年 5 月第 11 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、委員 5 番山田 誠一委員、第 2 地区峯山 健吾推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は 13 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、8 番木村委員、9 番金子委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条の転用に係る資料 1、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、神奈川県農業会議から配布されました「農政時報」をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通ししたいと存じます。今後の予定について申し上げます。28 日第 27 回 JA さがみあやせ農業収穫祭実行委員会が、JA さがみ綾瀬支店において開催され、会長が出席される予定でございます。30 日、さがみ農業協同組合第 29 回通常総代会が、茅ヶ崎市民文化会館において開催され、会長が出席される予定でございます。6 月 20 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 3 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 6 月（第 12 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。28 日、令和 6 年 6 月（第 12 回）農業委員会 総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 5 条許可申請 1 件 1,947.05 平方メートル、農用地利用集積計画決定 6 件 12,761 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 4 件 16,939 平方メートル、法第 4 条届出 2 件 54,634 平方メートル、法第 5 条届出 1 件 1,541 平方メートル、法第 18 条通知等 3 件 3,928 平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番でございます。

申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は綾瀬市[REDACTED]、地目畑、地積2,056平方メートルの内1,947.05平方メートルでございます。

一時転用目的は農地造成、転用理由は土壤改良及び農地造成のためとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定、農地の区分につきましては市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、申請地の黒土を約1メートル掘削し、約1,800立方メートルを搬出します。さらにその下の赤土を2メートル掘削し、表土として約3,600立方メートルを現地に仮置きいたします。外部から搬入した土を約1.2メートル埋め戻し、その上に仮置きしていた赤土2メートルを被せて表土とするとのことでございます。施工計画につきましては、お手元に配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますので併せてご参照願います。この一時転用に伴います工事の概要は、主に土壤改良を目的とした掘削・埋め戻し及び農地復元でございます。

近隣への防除対策といたしまして、境界から1メートル後退して施工し、周囲に土砂の流出・飛散を防ぐため、防音シートを設置します。客土につきましては、北里大学新館新築工事にて発生しましたもの約2,300立方メートルで、搬入計画につきましては、4トンダンプトラック4台を使用し、1日平均のべ16台、1日平均搬入量35立方メートルとのことでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）本件について、5月21日、第2班、私のほか、早川 晴子委員、山田 英毅推進委員と事務局3名の計6名で現地調査をいたしました。本日の審議案件は、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告し、以後割愛させていただきます。現地は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、現地を確認したところ、

事業計画書のとおり防除対策が講じられれば、第2班といたしましては、許可妥当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地目畑、地積 2,056 平方メートルの内 1,947.05 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED] 君）[REDACTED] の [REDACTED] です。よろしくお願いします。

○参考人（[REDACTED] 君）[REDACTED] の [REDACTED] です。よろしくお願いします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、この地は長年畑として農薬等の使用を続けたため、表層の土の菌などの汚染を取り除くために、下層の無菌赤土を使用して、土壌改良及び盛土を行い、耕作に適した土に農地の形質を変更いたす次第でございます。

2 土地利用計画及び施設概要について、今回の申請面積は 2,056 平米のうち、1,947.05 平米なんですけれども、北側の隣接所有者より、今回の工事に際しまして、境界から 2 メートル後退して施工して下さいということで、一応今回の本申請の面積になりました。

現在の上層の黒土 1 メートルを外部に搬出いたしまして、下層の赤土 2 メートルを土壌改良にて場内にストックしまして、現地盤より最大 24 センチの盛土の造成計画でございます。

盛土する土の採取先は、今工事をやっております相模原市南区北里 1-15-1、北里大学医学部新 M 号館、それと、看護学部新 N 号館新築工事、工事施工者がフジタの建設発生土で盛土をいたします。なお、今回の盛土する土の分析結果証明書は、本申請書類が添付されております。土量につきましては、上層 1 メートルの外部搬出分と現地盤の平均盛土中 24 センチで、計 2,253 立米の盛土等となります。

搬入計画につきましては、一応使用するダンプ 4 トン車 4 台、1 日平均の延べ台数 16 台、1 日平均搬入路として 35 立米、計 65 日分となります。

3 転用計画と周辺への防除対策等について、今回の盛土の周囲は、一応路面勾配 29 度、1 反 1.8 の勾配で、現況の地盤に擦り付ける形となります。工事につきまして使用する機械は、バックホウ、ダンプトラックやブルドーザー等で各低騒音、また、低振動の使用をいたしまして、周囲には仮囲いとして、防音シートの高さ 1 メートル 85 センチを設置いたします。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、工程については、現地測量、丁張、進入路造成工事等で約 2 か月半、土工事の掘削、盛土、整地、片づけ等で約 9 か月半、予定といたしまして、本年令和 6 年 7 月 1 日、来年令和 7 年 6 月 30 日まで 12 か月の予定でございます。続きまして工事期間中の安全対策につきましては、出入口は西側 1 か所、入り口部分には工事区域内に入れないよう、バリケードを設置いたしまして、車両の出入口には交通誘導員を配置いたします。工事による車両の進入時間は、9 時から 5 時までといたしまして、通行者がいた場合は徐行いたしまして、事故のないよう安全には十分注意いたします。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況につきましては、隣接の耕作者の同意書は本申請書に添付しております。なお、周辺地域への説明状況につきましては、2,000 平米ということで、超えていないんですけど、以下ということで、綾瀬市の都市計画課に、埋立て等の許可申請を提出しておりますので、その中で、周囲の土地の所有者、建物の居住者等に説明文の報告を提出する必要があるため、工事のお知らせ文、図面等書面にて説明を準備中でございます。

6 施設の管理計画につきましては、造成につきましては、草刈り等をいたしまして、近隣等に迷惑かからないように耕作をしまして、以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それではこの件について、参考人に質疑があり

(「なし」の声あり)

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 宇野委員

先日 14 日月曜日に、■■■■さんにお会いしてきました。現地は見ましたが 20 日にも、もう 1 回現地を見ようということで行ってきて、タマネギが少々植えてあって、あとは耕うん状態でした。この土地については、近辺も皆そうなんですが非常に土地が荒れていて、もっと西側でしょうかね、藤沢市側というかそちらの方はもっと土地が悪く水が溜まってしょうがないところです。そういうこともあって、畑にするということで、土地をもう少し、有効活用できるようにということで、土壌の入替えを行いたいということでした。この先、農地が確保できるということで、規模としては、地元委員としては、よろしいんじゃないかというふうに判断しました。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第 2 号、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。整理番号 11 番を審議いたします。

7



の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

(第 地区 推進委員退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、第 地区 推進委員が、退席されました。現在の委員数は 13 名、推進委員 1 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 11 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 40,242.30 平方メートル、申出地は落合北 3 丁目 1150 番 1 ほか 1 筆、地目畑、地積合計 2,205 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 15 年、8 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、150 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は 歳、自作の畑、24,307.30 平方メートル、利用集積による畑 15,935 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子二人の 4 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現地の状況は、耕うん状態であり農地として適正に管理がされてきました。第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）初めに、5 月 20 日午前 9 時より、事務局の小室さんと現地を確認しましたので報告します。現地は、両方とも耕うん状態で、農地として適切に管理されておりました。8 回目ということもあり、推進委員といたしましては、農用地利用集積

の、計画の決定について問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。  
以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 11 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（第 地区 推進委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、第 地区 推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 2 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 12 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定について、整理番号 12 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は 21,839.46 平方メートル、申出地は ほか 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は 歳、自作の田、607 平方メートル畑 10,232.46 平方メートル、利用集積による畑、11,000 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。6番 内田委員

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田 英毅推進委員

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 12 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 13 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 3,185 平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積 955

平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、50日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号14番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号13番と同一でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、150日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この2件の賃借人の状況でございますが、海老名市において、利用集積の畑1,239平方メートルを適切に耕作しており、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、母の2名で、従事日数は250日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現地の状況は、整理番号13番はサトイモ、カボチャ、スイカ、整理番号14番はダイコン、キャベツ、サニーレタスなどが作付けされ、農地として適正に管理されていまして、第2班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田英毅推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。借人はかながわ農業アカデミーで農業を学ばれた卒業生と聞いており、既に海老名市で就農されてい

ます。多種多品目の野菜を熱心に栽培されていると伺っております。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号14番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号15番を審議いたしますが、整理番号15番、16番の2件は申出人であります賃借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号15番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は17,534平方メートル、申出地は[REDACTED]ほか4筆、地目畑、地積合計4,218平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 16 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、XXXXXXXXXXほか 1 筆、地目畑、地積合計 2,410 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 15 番と同一でございますが、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域農用地外でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 2 件の賃借人の状況でございますが、藤沢市において、利用集積の畑 10,906 平方メートルを適切に耕作しており、管理する農地に遊休農地はございません。

なお、賃借人は一般法人であるため、本市が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、本市、賃貸人及び賃借人の三者による協定を締結しております。この協定は、法人に対し、地域の農業における役割分担や 1 名以上の常時従事、事業年度ごとの報告の義務などを定めたものでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、常時従事者 1 名及び従業員 2 名、従事日数は 350 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現地の状況は、整理番号 15 番、整理番号 16 番ともに耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田英毅推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。

整理番号 15、16、ともに耕うん状態です。借人である XXXXXXXXXX は、これまで遊休農地で利用権を設定し、耕作を実施してきました。生産者が減少する中、市場として産地確保に努めています。市と XXXXXXXXXX、また貸人と XXXXXXXXXX との間で、農地の適正管理に努める協定書を締結することなどから、利用集積の決定は妥当であると考

えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号15番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号16番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第3号、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号2番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号2番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■ほか1筆、地目畑、地積合計1,236平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年2月25日から令和6年5月28日まで、相続開始年月日は、平成23年5月20日で、今回が4回目の証明願でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。

申請人は■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の3名で、従事日数は365日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）申請地は、耕うん状態で、また、申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第2班といたしまし

ては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。  
皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）5 月 20 日私も現地確認を行い、ご本人にお会いしてお話を伺いました。周りは住宅地及び商業施設に囲まれておりまして、かなり急斜面の土地で頑張っておられます。牛を飼っていられて、その土地はきれいに改善されていました。引き続き、農業経営を行っていて、頑張ってやっていますので、問題はないと思います。よろしくお願い致します。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 3 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 22 ページから 25 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 3 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]ほか 6 筆、地目畑、地積合計 6,626 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 1 月 27 日から令和 6 年 5 月 28 日まで、相続開始年月日は、令和 2 年 7 月 13 日で、今回が 1 回目の証明願いでございます。場所につきましては、23 ページから 25 ページの案内図をご参照願います。

申請人は[REDACTED]歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、母の 2 名で、従事日数は 320 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい



ただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）申請地は、23ページから25ページまで、いずれもトウモロコシが作付けされ、その他は耕うん状態であり、農地として適正に管理されていました。

申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第2班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）議案第7号、整理番号3番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして、地元委員として発言させていただきます。私も5月17日に現地確認を行いました。第2班の代表の方から報告がありましており、いずれもトウモロコシが作付けされ、その他は耕うん状態であり、農地として適正に管理がされておりました。このように、申請者は、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号4番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号4番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]ほか5筆、地目畑、地積合計2,149平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年4月28日から令和6年5月28日まで、相続開始年月日は、平成23年8月21日で、今回が4回目の証明願いでございます。

場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、子の2名で、従事日数は250日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）申請地は、いずれもトマト、ナス、タマネギ、ジャガイモなどが作付けされ、その他は耕うん状態で、また、申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第2班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）本件につきまして、地元委員として発言します。5月20日、私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地は今第2班の代表の方から報告ありましたとおり、          ほか2筆には、ピーマン、ナス、トマト、ヤーコン等作付けされていしました。          ほか2筆は落花生、里芋、ジャガイモ、タマネギが作付けされていしました。農地としてしっかり管理されています。申請者はこれからも農業経営を行っていきたいと話されていしました。地元委員としては、申請者の農業の継続維持が確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 5 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 5 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は早[REDACTED]ほか 7 筆、地目畑、地積合計 6,928 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 5 月 26 日から令和 6 年 5 月 28 日まで、相続開始年月日は、平成 17 年 9 月 9 日で、今回が 6 回目の証明願でございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。

申請人は 73 歳、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 160 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）申請地は、ユズ、ダイコン、ナス、ジャガイモなどが作付けされ、その他は耕うん状態でした。また、申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 2 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 5 番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして、地元委員として発言させていただきます。私も先週現地確認を行い、ご本人にお会いして聞き取りをいたしました。本人は、私の前の農業委員です。先ほど、第 2 班の方の代表の方から報告がありましたとおり、いずれも、ユズ、ナス、トマト、ダイコンなどが作付けされ、その他は耕うん状態であり、農地として適正に管理されておりました。このように申請者は、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、地元委員としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第4号、議案第8号、令和5年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書30ページから35ページをご覧ください。

提案理由につきましては、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき「令和5年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の案」を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。31ページをご覧ください。令和6年4月1日現在の農業委員会の状況につきましては、現在までの状況及び2020農林業センサス等による、市内耕地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況のとおりでございます。次に32ページをご覧ください。「最適化活動の実施状況」について、でございます。最適化活動の成果目標及び活動目標にある、各項目の現状及び課題並びに目標につきましては、令和5年3月に承認を頂いたところでございます。

32ページ、1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積について、③の実績でございますが、企業の参入や飼料用米の作付け面積の拡大等により、新規の集積面積は目標を超える結果となりました。(2) 遊休農地の発生防止・解消について、③の実績でございますが、遊休農地の解消に向け、遊休農地所有者への働きかけを行い、遊休農地の解消を図り、目標を達成いたしました。④その他につきましては、12月に意向利用調査を実施いたしました。33ページ、(3) 新規参入の促進について、③の実績でございますが、農地利用集積計画による若手農業者への利用集積を行い農地を集約したため、新規就農者の条件に合う農地が少なかったことから、達成状況は未達となりました。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間の設定について、②の実績でございますが、目標通り活動を実施いたしました。

(3) 新規参入相談会への参加につきましては、5月にかながわ農業アカデミーが主催した

令和５年度市町村合同新規参入就農相談会に２名参加し、かながわ農業アカデミーに在籍している学生や入学前の方から、果樹や有機農業での就農を希望する計６名の方から相談を受けました。期待を上回る結果が得られたことは、日ごろの推進委員の活動による、農地の集約化及び若手農業者に対する利用集積に尽力されたことから、と考えております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。議案第８号、「令和５年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は、承認することに決定されました。

次に、日程第５号、報告第２号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、日程第５号 報告第２号 専決処分等についてでございます。議案書の３６ページをご覧ください。

農地法第４条第１項第７号の規定による届出が２件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出が１件、農地法第１８条第６項による通知が３件ございましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第８条第１項第１号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりご報告いたします。

始めに、議案書の３６ページから３７ページの農地法第４条第１項第７号の規定による届出でございます。転用の内容は、整理番号６番は共同住宅で地積６４６平方メートル、整理番号７番は工場敷地５３,９８８平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の３８ページをご覧ください。農地法第５条第１項第６号の規定による届出でございます。転用の内容は、住宅敷地で地積１,５４１平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の３９ページから４１ページをご覧ください。「農地法第１８条第６項の規定に

よる通知」でございます。 いずれも農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された  
利用権について、合意解約がされたことから、農業委員会に対し通知があったものでござ  
います。なお、合意解約の都市計画区域等は記載のとおりでございます。以上、専決処分  
の報告といたします。

○議 長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありま  
したらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 2 号専決処分に  
ついてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 6 年 5 月第 11 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 05 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員